

旭川市子ども・子育て審議会
平成29年度第2回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日時 平成29年11月14日(火) 18:30~20:30
- 2 場所 旭川市役所第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 佐々木委員, 佐藤委員, 武田委員, 藤原委員, 宮崎委員(50音順)
(欠席委員) なし
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 飯森課長, 金主幹
こども育成係 田上係長
保育給付係 上田係長 乙坂主査
こども事業係 工藤係長 新井主査 片岡
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

(1) 調査審議

①「病児保育事業(病児対応型)」に係る基準等の対応について

※事務局より資料1に基づき病児保育事業について説明

○病児保育施設について

(委員) 病児保育施設は完全に別棟になのか, それとも, 分園とつながる形となるのか。また, 部屋は他の病気に感染しないように保育室がそれぞれ分かれているが, 空調についてはどのようなになっているか。

(事務局) 分園の建物とは別の独立した専用施設になっている。

換気についても, 実施事業者が先進的に実施している病児保育施設に視察するなど, 感染症対策として, 冷暖房や換気についても各室で独立した形になっている。

○病児保育事業の運用について

(委員) 病児保育の利用児童が, 回復期に至った場合, 病後児保育施設と連携をもってつなげていくという考え方は理解できるが, インフルエンザなど流動性疾患により利用が多い期間を除いて, 定員に空きがあればそのまま病児保育を利用できるような取扱いも可能としてもらえるとうありがたいと思う。

保育所等では, 感染症連絡票を医療機関から保護者を通じて提出してもらい, 通常保育通園の判断をしているが, 保護者に代わり医療機関を受診

する送迎サービスを利用した場合に、感染症連絡票をあわせて医療機関からもらうことができれば、保護者の負担が軽減できるのではないかと思う。

保護者が通院することなく、回復した際に感染症連絡表を病児保育施設から各保育所等はもらうことができるのか。

(委員) 利用対象となる病気はどのような病気か漠然としている。また、入院が必要な場合は病児保育にはあたらないのか。

(事務局) 対象疾病については、現在の病後児保育事業の対象疾病を踏まえながら、可能な限り対応したいと考えているが、詳細については小児科医の関係機関と調整しながら整理をすすめてまいりたい。

国の本事業の取扱いにおいては、入院が必要な子どもは病院による処置が必要であるため、利用対象とならないとされている。

○事前登録手続について

(委員) 事前登録手続がない状態で急に熱を出した場合などは、利用することが出来るか、それとも利用は不可なのか。出来れば柔軟な対応をお願いしたい。

(委員) 利用出来ないと記載してしまうと、完全に利用出来ないことになってしまうので、「原則として」等の表現を加えてはどうか。

(事務局) 基本的には、病気の急性期の子どもをお預かりすることもあり、リスクが高いので、事前に子どものアレルギーなど心身の状態を把握したうえで利用していただくこととしたいと考えており、事業の周知のなかで利用に当たり何らかのやむを得ない事情のケースも想定されることもあるため、原則は事前登録を行うこととしたいが、実際のところ運用上厳しい部分もあり、どのような対応が出来るのか引き続き運営事業者と検討させていただきたい。

(委員) 保育園に病児保育事業のチラシがあつて、また、説明会などを開いてもらえると事前登録数は増えると思う。

○病児保育事業の職員について

(委員) 保育士をなるべく早く決定して研修を受けてもらわなければ、看護師とのコミュニケーションに齟齬が生じてしまう可能性がある。

○病児保育事業（病児対応型）の運営について

（委員） 資料１－４に「保育計画を作成する」という記載があるが、保育計画とは何を作成するのか。

（事務局） お子さんの病状を踏まえながらにはなるが、１日のデイリープログラムを作成することを考えている。

（委員） 「入院の必要な疾患の予約が入った場合は、定員に満たなくてもお断りしなければならない」という表現の意味が分かりにくいので、「入院の必要な疾病の場合は利用出来ません。」などに修正してはどうか。

（委員） 表現については、今一度事務局で見直して、整理して欲しい。

（事務局） 文言については、検討し修正させていただく。

事前登録手続きの取扱いや感染症連絡票など運用・実施に関する御意見についても実施事業者と相談しながら検討させていただく。

※「病児保育事業（病児対応型）に係る基準等の対応について」は、事務局案のとおりとする。

②余裕活用型一時預かり事業に係る取組について

（委員） 定型的な保育ではなく、レスパイトケアに係る取組として余裕活用型一時預かり事業を小規模保育事業において実施することの意味はあると感じている。

一時預かり事業を利用される児童は、スポット的な利用が多いため、個々の離乳食の進み方を考えても、事務局案のような運用が良いと思う。

通常保育で利用している児童は、園において、毎日預かっていると健康状態の把握することが出来るが、余裕活用型は初めての利用が大半と思われるので、給食等の取扱いやアレルギーについてなど、安全対策については運用に当たって折り込んでおいて欲しい。

（委員） １年を通して余裕活用型を実施出来るということは、１年間定員割れを起こしているということか。

（委員） 余裕活用型一時預かり事業の余裕は、施設面積と職員数によると考えれば、法人内での職員のやりとりにより可能となると思う。

(事務局) 市内の各エリアで基幹的に利用できる枠を毎年確保しながら、取組を進めていく必要があると考えているが、段階的に進めていきたい

(委員) 事業である以上一定の量は確保する必要があると思うが、無理強いせずに、実施を希望する事業者で実施するようにしてほしい。

仮に量が確保出来ない場合は、市内にはまだ小規模乳児施設もあるので、そちらでの実施も考慮してほしい。

(事務局) 一時預かり事業(余裕活用型)の利用料金は職員の配置定数を鑑みて、一般型の倍程度位の水準をイメージとして考えているが、料金設定の考え方について御意見等頂きたい。

(委員) 他自治体における余裕活用型一時預かり事業の利用料はどのような設定になっているか。

(事務局) 他の中核市に調査を実施したところ、余裕活用型一時預かり事業は7市で実施しており、1日3,000円程度の利用料の設定が多くみられる。

(委員) 保育士の時給が概ね1,000円で乳児3人を1人で保育することを考えれば妥当な料金設定と言えるが、4時間で1,200円という料金設定を保護者がどう捉えるかかと思う。

(委員) 認可外保育施設における時間での預かりやファミリーサポートセンター事業の負担水準からみても適当と思われるし、運用を行う事業者が大丈夫であれば良いと思う。

なお、一般型一時預かり事業と同様に生活保護世帯などは利用料を減免するのか。

(事務局) 利用料にかかる低所得世帯への配慮は、一般型一時預かり事業と同様に整理をしなければならないものとして考えていきたい。

※「余裕活用型一時預かり事業に係る取組について」は、事務局案のとおりとする。

(2) その他

- ・ 病児保育事業の利用料については12月8日に審議することとする。
- ・ 第3回は11月17日(金)18:30～ 健康相談室
特別支援保育事業及び一時預かり事業(幼稚園型)の見直しについて